

# 長期優良住宅 早期スタートキャンペーン

昨年6月にスタートした長期優良住宅の認定制度では、当社でも数棟認定を受けています。これらのお宅は長期優良住宅とすることで、税制面等のメリットと合わせて、中小規模のビルダーで建築する場合、長期優良住宅普及促進事業の100万円の補助を受けることができました。普及促進事業は申請が難しい、時間がかかる、工事も大変など、ビルダー側の負担が大きいので、長期優良事業はやらないところも多いと聞きますが、将来的なメリットを含めて、建て主側のメリットはとても大きいので、当社はできるだけ長期優良住宅の認定を取っていただくようお勧めしています。もともと長期優良住宅の技術基準については、エアサイクル住宅の効果をアップさせるということもあったので、申請費用等のコストアップはありましたがお勧めしていました。

そして、22年度も木のいえ整備促進事業(長期優良住宅普及促進事業)と名前が変わり、長期優良住宅+地域材利用で、補助金が出ます。新たな条件の地域材利用も当社が力を入れているところなので、当社標準仕様で問題なくクリアできます。ちなみに補助額は対象住宅の建設に要する費用の1割以内の額で、かつ一般型の対象住宅1戸当たり100万円、地域資源活用型の対象住宅1戸当たり120万円が上限となります。申請受付期間内で補助を受けることのできる住宅の戸数は、一般型と地域資源活用型の対象住宅の合計戸数で、一つの事業者あたり5戸が上限となります。

昨年は6月スタートでしたが、今年度は補助金交付の申請受付期間が4月12日~10月1日(消印有効)となります。スケジュールが決定すると技術審査機関に申請が集中し、昨年同様、かなり着工まで待たされるなどの問題が予測されます。

そこで、当社としては昨年以上に、なるべく早くスタートすることで、申請の混乱に巻き込まれないように対策をとり、お施主様にもご迷惑がかからないように工事を進めていきたいと考えています。

今回は、早期契約の特典をご用意いたしましたので、多くの方にご協力頂き、今年も長期優良住宅の普及促進を推し進めていきたいと考えています。

## キャンペーン特典

長期優良住宅の認定、補助金申請に係わる申請作業費、申請納付金をサービス(25万円程度)

トステム製品グレードアップ(詳しくはお問い合わせください。)

**対象:** H22年5月31日までに <好評に付き延長>

新築設計プランにご契約の方。 6月30日まで。

## 長期優良住宅の認定基準

技術基準

- ・劣化対策(性能表示等級3)
- ・耐震性(性能表示等級2以上)
- ・維持管理更新の容易性(性能表示等級3)
- ・省エネルギー性(性能表示等級4)
- ・居住環境・住戸面積
- 維持保全計画(最低30年の保全計画)
- 住宅履歴情報の作成保存

+ エアサイクル工法、  
自然素材の使用による当社独自の長期仕様

## 長期優良住宅のメリット

### 長期的なメリット

- ・国の公的な認定が受けられる
- ・長期的なメンテナンス、資産価値のある住まいとなる

長期優良住宅については補助金等の短期的なメリットが目がいきがちですが、長期的なメンテナンスや資産価値の高さ、地球環境の保全など将来的なメリットこそ、この制度の本来期待されている部分なのです。

### 短期的なメリット

- ・普及促進事業の補助金
- ・住宅ローン減税の割増
- ・自己資金の方も減税あり
- ・登録免許税の軽減
- ・不動産取得税の控除割増
- ・固定資産税の軽減延長
- ・フラット35S、-1%優遇対象



有限  
会社

住むほどに好きになる家づくり  
**松本建設**

TEL 0493-65-0540

URL <http://mk-kino ie.com>



Heart-Build 建築設計事務所 比企郡ときがわ町玉川4779-1 F A X 0493-65-3959